

本校生徒は、高校生の本分を自覚して行動し、より有意義な学校生活が送れるよう、以下の心得及び社会のルール・道徳を守って生活しなければならない。

1. 礼儀

- (1) 校内外では礼儀を重んじ、挨拶を忘れない。
- (2) 正しい言葉遣いをする。

2. 通学

- (1) 登下校に際しては交通道徳を厳守し、事故のないように心掛ける。
- (2) 登下校時は、学校所定の時刻を厳守する。

登校 8時20分まで

下校 ① 4月～11月 18時50分まで

② 12月～3月 17時50分まで

③ 定期考査中 15時30分まで

ただし、下校時間外まで及ぶ場合は関係教師の許可を受ける。

3. 服装及び所持品

- (1) 一切の所持品には常に記名を忘れず、紛失、盗難のないように努める。
- (2) 服装

服装は西会津高校生の誇りと品位を保ち、質素なものであること。

男子

① 制服

・次のページに示した本校指定のジャケット、白のワイシャツ、ネクタイ、スラックスとし、白または紺のソックスを着用とする。

ただし、平時のネクタイの着用については、6月から9月までの間は生徒個人の裁量に任せる。ただし、式典時にはネクタイを必ず着用するものとする。

・夏服（6月1日～9月30日）については、白のワイシャツ、スラックスとする。

② 履物

・上履きは、サンダル（本校指定）とするが体育時には指定の運動靴を着用する。外履きは、黒靴か白系統の運動靴とする。

③ コート類

・学生コートが望ましいが、黒、紺、茶、緑、グレーおよび白の各色を基調とした派手でないのであれば良い。

ただし、Gジャンは認めない。

・上着（ブレザー）の中にセーター、カーディガンを着用しても良い。ただし、色は黒、紺、白、グレー、ベージュの単色で華美でないものとする。上着の裾（すそ）や袖（そで）からは見えなようにすること。セーターについては、Vネック（ネクタイの結び目が見えるもの）とする。

④ 頭髪

・裾（髪の毛の端）をきれいにそろえること。

目、耳、襟にかからない。また、パーマやこれに類する髪型および脱色、染色は禁止する。

⑤ その他

・アクセサリー（指輪、ピアスなど）は禁止する。

女子

① 制服

- ・次のページに示した本校指定のジャケット、白のブラウス、ネクタイ、スカート、スラックスとし、スカートには紺のハイソックス、スラックスには白または紺のソックスを着用する。ただし、平時のネクタイの着用については、6月から9月までの間は生徒個人の裁量に任せる。ただし、式典時にはネクタイを必ず着用するものとする。
- ・スカート丈は膝皿の範囲とする。
- ・ストッキングは肌色とし、ルーズソックスは禁止する。10月～3月は、紺または黒のタイツ（無地）の着用を認める。
- ・夏服（6月1日～9月30日）については、本校指定のブラウス、スカート、スラックスとする。

② 履物 男子と同じ

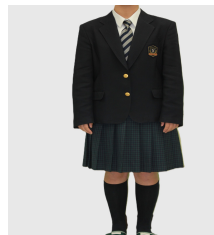
③ コート類 男子と同じ

④ 頭髪

- ・パーマやこれに類する髪型および脱色、染色は禁止する。

⑤ その他

- ・化粧、アクセサリー（指輪、ピアスなど）は禁止する。



- (3) 外出時の服装は高校生らしいものとする。但し、土曜、日曜、祝祭日、休業中に登校するときは制服または部活動で認められた運動着等とする。
- (4) 登校時の鞆、その他の所持品は高校生としての品位を保つものであること。
- (5) やむを得ず異装の必要がある場合には、HRTを通じて異装届を提出して許可を得る。

4. 日常生活

- (1) 生徒手帳及び身分証明書は常に携帯する。
- (2) 登校後の外出は原則として禁止する。もし止むを得ない事情がある場合は、HRT等に申し出て外出記録簿に記入のうえ、許可を得て外出する。【外出許可証】
- (3) 欠席、忌引等はすみやかに学校に連絡する。忌引きの期間は次の日数の間欠席とはならない。

父	母	7日	祖	父	母	3日			
兄	弟	姉	妹	3日	伯	叔	父	母	1日
- (4) 遅刻する場合は学校に連絡し、登校後は許可を得て入室する。【遅刻届】
- (5) 授業時の教室に途中から入室する場合には、許可を得て入室する。【入室許可証】
- (6) 早退する場合はHRTに届け出る。【早退願】
- (6) 風紀上思わしくない場所への出入りはしない。
- (7) 喫煙・飲酒等は厳禁する。
- (8) アルバイトを希望する者はHRTに届け出る。【アルバイト届】

5. 保健・衛生

- (1) 生活環境の整頓に心掛け、常に清潔な状態であること。
- (2) 常に健康・安全に留意し、もし校内において発病負傷したときは、すみやかに申し出ること。

6. 校舎校具の使用

- (1) 校舎及び校具は大切に扱い、万一、破損した場合は係の教師に届け出る。【破損届】
- (2) 放課後や休日に校舎及び校具を使用する場合は係の教師に届け出る。
- (3) 校内で火気を使用する場合は必ず許可を受ける。

7. その他

- (1) 諸届類はその都度、HRTを通じて届け出なければならない。
 - ・退学届
 - ・休学届
 - ・保護者及び保証人変更届
 - ・住所変更届
 - ・追認考査受験願
 - ・遅刻届
 - ・アルバイト届
 - ・旅行届
 - ・目転車通学届
 - ・運転免許証取得願
 - ・異装届
 - ・行事参加願
- (2) 校内における掲示物は生徒指導部を通じて学校の許可を受ける。